

重要事項説明書

しいのき保育園は、入所児童に対して保育を行います。設備の概要や提供されるサービスの内容、契約上における重要事項について説明いたします。

(施設の目的)

社会福祉法人さがみ愛育会が設置するしいのき保育園が保育所として行う保育の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども（以下「利用子ども」という。）に対し、適正な保育を提供することを目的とする。

(運営の方針)

当園は、法人の理念“愛の精神”を基盤に、「子育て子育て支援」を通して、社会の福祉ステーションを目指す。健常児と障がい児がともに育ち合う「関係保育」の場を通じて、すべての子どもにあたたかく福祉的な環境と、高質な保育サービスを提供する上で「適当」な人的、物的環境を整え、専門性の高い保育の提供を行いつつ、大人の価値観の枠にとらわれず、子どもたちそれぞれの個性や素質を認め「その子らしさ」を尊重し、一人ひとりの子どもの豊かな人格形成に結びつけることを当園の方針とする。

(職員の職種、職員数及び職務内容)

当園が教育・保育を提供するにあたり配置する職員の職種、職員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、職員の配置については、目黒区の保育要件で定める配置基準を下回らない人数とする。なお、職員数は入所人数により変動することがある。

1 施設長（園長）1人（常勤専従1人）

園長は、保育・教育の質の向上及び職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

2 保育主任1人（常勤専従1人）

保育主任は園長を助け、命を受けて園務をつかさどり、所属職員を監督する。園長が出張等で一時不在の場合や事故等の理由で長期間にわたり不在のときはその職務を代理し、園務を行う。

3 保育士21人（常勤専従20人、非常勤1人）

保育士は、保育計画及び保育課程の立案とその計画、課程に基づくすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。

4 調理員 4人（常勤専従3人、非常勤1人）

調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

5 看護師（保健師含） 1人（常勤専従 1人）

看護師および保健師は、子どもの健康管理と当園全般の衛生管理を行う。

- 6 栄養士（管理栄養士含） 1人（常勤専従 1人）
栄養士は、子どもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食に係る献立を作成するとともに、当園全般の食育を行う。
- 7 事務職 2人（常勤専従 2人）
事務は、当園の事務及び雑務を行う。
- 8 園医 1人（非常勤 1人）
嘱託医は、当園の子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び支給認定保護者への相談・指導を行う。

（保育を提供する日）

当園の保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日及び翌年1月1日から1月3日を除く。

（保育を提供する時間）

当園が定める開所時間は次のとおりとする。

月～金 午前7時15分～午後8時15分

土 午前7時15分～午後8時15分

午後6時16分～午後8時15分は延長保育のため別途申請が必要。

（やむを得ず、午後8時15分を過ぎてしまうときは、必ず連絡を入れてください。

過ぎた場合は15分ごとに1,000円お支払い頂きます。）

（提供する保育の内容）

保育所保育指針（平成29年3月31日厚労告117）を踏まえ、当園が定める保育課程に沿って乳幼児の発達に必要な保育を提供する。

（保護者から受領する費用の種類、支払いを求める理由および額）

- 1 支給認定保護者は、支給認定保護者の居住する区が定める利用料を、その居住する区へ支払うものとする。
- 2 第1項に定めるもののほか、別表に掲げる当園の教育・保育において提供する便宜の要する費用については、支給認定保護者より実費の負担を受ける。

（利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項）

- 1 2号認定子ども及び3号認定子どもについては、区が行った利用調整により当園の利用が決定されたときは、これに応じる。
- 2 当園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該利用子どもの支給認定保護者とその内容を確認の上、利用にかかる契約を結ぶものとする。
- 3 退園、転園又は休園しようとする者は、支給認定保護者が理由を記して園長に届け出るものとする。
- 4 当園は以下の場合に保育・教育の提供を終了することができるものとする。
 - (1) 2号認定子ども又は3号認定子どものいずれにも該当しなくなったとき。
 - (2) 支給認定保護者から当園の利用の取消しの申出があったとき。

- (3) 区が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。
- (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(虐待の防止のための措置)

- 1 当園は、利用子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずる。
 - (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
 - (2) 職員による利用子どもに対する虐待等の行為の禁止
 - (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
 - (4) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 同条第1項第2号における虐待等の行為とは、「児童虐待防止等に関する法律」(平成十九年六月一日法律第七十三号)が定める・規定する行為をいう。
- 3 当園は、保育・教育の提供中に、当園の職員又は養育者(支給認定保護者等利用子どもを現に養育する者)による虐待を受けたと思われる利用子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、児童相談所等適切な機関に通告する。

設置者の概要

名 称	社会福祉法人さがみ愛育会
所 在 地	神奈川県相模原市中央区淵野辺一丁目 16 番 5 号
代表者氏名	理事長 小林 祐子
電 話 番 号	042-707-8881 (代表)

保育園の概要

名 称	しいのき保育園
所 在 地	東京都目黒区五本木二丁目 20 番 20 号
開設年月日	平成 31 年 4 月 1 日
電話番号	03-5725-1733
施設長氏名	園長 栗山 基文
入所定員(年齢別)	0 歳 12 名 1 歳 20 名 2 歳 24 名 3 歳 30 名 4 歳 30 名 5 歳 30 名
取扱う保育事業の種類	通常保育、延長保育、保育所地域活動事業、一時預かり保育
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を毎年 2 度実施し、保育内容教育内容の向上に努める。
第三者評価の概要	3 年度毎に、一般社団法人全国保育士養成協議会など専門性の高い評価機関による事業評価を受審しその結果を情報公開する。
職員への研修の実施状況	外部研修計画、内部研修計画にのっとり実施。
嘱託医	園内科医 福田 達弥

職員体制

園長	1人
保育主任	1人
保育士	21人
調理員	4人
看護師	1人
栄養士	1人
事務職	2人
園医	1人

緊急時の対応方法

利用子どもに病状の急変等の緊急事態が発生した場合には保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行う。

嘱託医	氏名	福田達弥
	所在地	〒153-0061 東京都目黒区中目黒三丁目2番11号福田医院
	電話	03-3712-2868
救急隊	東京消防庁 目黒消防署中目黒出張所	
	所在地	〒153-0051 東京都目黒区上目黒二丁目9番14号
	電話	042-758-0119
警察署	管轄警察署名	目黒警察署
	所在地	〒153-0061 東京都目黒区中目黒二丁目7番13号
	電話	042-754-0110

非常災害時の対策

消防計画 作成 (変更) 届出書	東京消防庁 目黒消防署中目黒出張所 防火管理者 氏名 荒川 明彦	平成 31 年 3 月届出予定
避難訓練	火災及び地震を想定した避難訓練 (月 1 回) を実施	
消火訓練	初期消火を想定した消火訓練 (月 1 回) を実施	
防火設備	自動火災探知器・煙感知器・誘導灯・自動消火設備	
避難場所	目黒区立五本木小学校	

保育内容に関する相談・苦情

相談・苦情受付担当者	氏名 佐藤 由華 (保育主任)
相談・苦情受付責任者	氏名 栗山 基文 (園長)
第三者委員	氏名 新倉 勝 (役職) 社会福祉法人さがみ愛育会監事 (元銀行支店長) 氏名 田中 多輝子 (役職) 元小学校教諭
<p>受付方法</p> <p><u>面談・電話・メールなどの方法で相談・苦情を受けつけます。上記、第三者委員や目黒区保育課などへの直接相談でも構いません。</u></p>	

※ その他の項目については

「にゅうえんしんきゅうおめでとう」「もうすぐにゅうえん」にて説明します。

※ 必要な情報公開は園内掲示板、ホームページ、事務室受付にて行っております。

給食について

実施方法	毎日 (自園調理にて完全給食)
給食の方針	薄味の味付けにて素材そのものの良さを引き出し良い食材を用いた給食、月曜日～金曜日までは完全手作りおやつを提供する。ときには縁側やテラスでランチを食べたり、「おはなし」にちなんだ「物語メニュー」をつくるなどバラエティーに富んだ魅力的な食事を目指している。
アレルギー、宗教食等への対応	アレルギーが疑われる場合、医師の診断書を園に提出後、個別にご相談の上診断書に基づき除去可能なものは除去食・代替食で対応する。また誤食がないよう別の机や空間で食事を取る等、当園の食物アレルギーによる規程に則り食事提供を行っていく。また宗教食(ハラール食等)なども申請により提供する。

けが・薬の対応について

けがや体調急変時の対応	すべてのけが、体調急変時の受診については利用子どもの「保険証、医療証（発行者のみ）」にて受診する。また、園の管理体制の不備による大きなけがや疾患、園内で提供した生産物（飲食物）が原因で発生した食中毒等における病院受診の際は独立行政法人日本スポーツ振興センターによる「災害共済給付保険」、公益社団法人全国私立保育園連盟の「ほいくのほけん」を用いて対応する場合がある。いかなる場合でも病院へ受診する際は保護者へ連絡をする。
日々の薬、管理について	原則として園で薬の服用は行わないこととする。ただし、慢性疾患や熱性けいれん、アレルギーなどがあり、薬の服用について医師から指示がある場合は、医師が記載した「特別薬の依頼連絡書」が必要となる。その「特別薬の依頼連絡書」と保護者が記入する「特別薬の依頼連絡書」と共に薬を預かり、特別薬の処方期間は年度内1年間とする。なお、使用にあたってはその都度保護者へ連絡をする。また、園内でのけが等における薬の服用においては対応する。

年間行事予定

月	行事内容
4月	であいの日 保護者会・懇談会
5月	総合防災引き取り訓練
6月	プール開き
7月	プール遊び 七夕 いたずらキャンプ わんぱくキャンプ
8月	プール遊び
9月	プール遊び ふるさとまつりごっこ
10月	山登り 幼児交通安全教室 さつまいも掘り
11月	うんどうかい 秋の遠足 地域交流ウィーク
12月	もちつき会 クリスマス会
1月	正月遊び どんど焼き
2月	節分 音楽会 しばすべり
3月	山登り 卒園式 懇談会

※年間を通して保育参加できます。

※月例の行事には、誕生会・避難訓練があります。

送迎について

*駐車場はございませんので、車での送迎はご遠慮ください。

*ピロティは住宅街に面しておりますので静かな登降園をお願いします。

お子さまをお預かりする上でもっとも大切な点

『保育所保育指針』は「基本原則」の中で、「(保育所は子どもの)健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。」と定めています。そして、「家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。」とも述べています。

「子どもの最善の利益」を大切な基本とし、私どもしいのき保育園が大事なお子さまをお預かりする上では、園と保護者様の間に長期にわたる信頼関係を構築していくことが前提となります。つきましては、集団の中でお子さまをお預かりする基本として、以下の点をご理解ください。

- 1 園は子どもたちがそれぞれにかかわりあいながら、さまざまなことを試し、興味を広げ、挑戦し、育っていく場所です。活動に伴うケガ（顔や歯、目のケガ、骨折等も含む）、かかわりあいに伴うかみつきやひっかき、ケンカなどは起こります。集団の中では、防ぎきれないケガがあることをご理解ください。
- 2 保育所は子どもが集団で過ごす場所であり、「子どもの最善の利益」とは、「保育所で過ごす子どもたちの最善の利益」でもあります。お子さまは日々、集団の中で生活しているという点を認識していただき、集団保育や他の子どもたちに望ましくない影響が起こりうることはお控えください。

例：医療・宗教上の理由がない特別な対応（食事、生活習慣、与薬、感染症発症時の登園など）はできません。

- 3 車での送迎はできません。ピロティーでは子どもを遊ばせず、私語は控え速やかに送迎をしてください。
- 4 他の子どもたちや家族、園職員の写真等を許可なく撮る、撮った写真や個人情報等を許可なく使用するのは禁止です。
- 5 各種感染症対策については、厚生労働省が定める『感染症ガイドライン』をもとに対応します。集団生活の場ですから、飛沫・空気・接触感染を予防することは困難ですが、感染機会を下げる取り組み（手洗いやうがい、消毒、流行時のマスク着用等）は行います。感染機会を下げ、重篤化を防ぐため、体調不良時は早めに受診する、家庭で過ごす等をお願いします。保育中に体調不良やケガがあった場合は緊急連絡先に連絡をします。緊急連絡先は必ずつながるようにして頂き、連絡があったときは速やかなお迎えをお願いします。

承 諾 書

しいのき保育園における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

設置者住所 相模原市中央区淵野辺一丁目 16-5
名称 社会福祉法人さがみ愛育会
氏名 理事長 小林 祐子

私は、本書面に基づいてしいのき保育園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、承諾しました。

令和8年4月1日

保護者住所：

保護者氏名：

印

園児氏名：

個人情報使用同意書

保育の提供に際し下記児童及びその保護者等に係る個人情報について、以下の目的のために、必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- ・ 小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- ・ 他の保育園、こども園、幼稚園等へ転園する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・ 緊急時において、病院その他の関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。
- ・ 保育中に撮影した写真の使用については、園内掲示のみとし、インターネットに掲載する等対外的に写真を使用する場合は保護者の許可を得ること。

社会福祉法人さがみ愛育会理事長 小林 祐子 様

令和8年4月1日

保護者住所：

保護者氏名：

園児氏名：

印

別表

保育・教育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
保育活動に係る費用 (実費)	コットカバー代 手作りもしくは購入	1枚 2,200円
	セキュリティタグ 1世帯2個は貸与になります。 卒園時に2個揃えて返却をお願いします。 紛失した場合は購入していただき返却をお願いします。	1個 2,200円
	名札(最初の1つは無料支給) 紛失等で追加購入が必要な場合	1個 170円

※納入時の価格により金額は変動する可能性があります。